

決算賞与支給のメリット、要件は？

22-009号
通巻:236

決算賞与とは、通常の賞与とは異なり、会社の決算業績に応じて支給する賞与の事をいいます。

予想外の利益が出る場合等に従業員に還元するものですが、**要件を満たせば、支給前でも損金として認められます。**

1. 決算賞与のメリット

一番のメリットとして、決算日にキャッシュアウト無しに賞与金額を計上(未払計上)できる、**損金として算入**できる為、節税になるという事です。

また、支給されることにより従業員のモチベーションが上がる事も期待されます。

2. 決算賞与の支給要件

事業年度内に**支払がなくても損金として認められます**が、下記の要件が必要です。

(要件を満たさない場合は、実際に支給する年度の損金になります)

- ① 事業年度終了の日までに支給額決定しその金額を、同じ時期に支給する全従業員に対して各々通知していること
- ② 通知した金額を、事業年度終了の日の翌日から一ヶ月以内に支払っていること
- ③ 通知した金額について、今期中に損金として経理上の処理をしていること

3. 支払しなかった人や通知額と異なる支給者が1人でもいたら？

決算賞与通知後、退職等により、**1人でも支払しなかった人がいた場合は、全員分の決算賞与を損金に算入できません。**

また、1人でも、当初通知額と支払額が異なる人がいた場合も損金算入できません。

(いずれも支給日の属する事業年度の損金となります、法人税基本通達9-2-43)

4.決算賞与に対応する社会保険料は損金算入時期

決算賞与に係る社会保険料の損金算入時期は、決算賞与の損金算入時期と異なり、**実際に支払った事業年度**となります。

社会保険料の支払債務は、その決算賞与を支払った月の末日におけるその使用人の在職の事実をもって確定することになります。

5.通知は書面・銀行振込が原則

税務調査を想定して、以下の点を厳守する必要があります。

- ・決算賞与の通知は口頭ではなく書面で行う
- ・銀行振込or現金払いの際は領収証をもらう

参考:国税庁HP

使用人賞与の損金算入時期

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5350.htm>

法人税法基本通達9-3-2 社会保険料の損金算入の時期

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/09/09_03.htm

節税対策として使われる決算賞与ですが、メリットだけではなくデメリットも存在するため、決算賞与を行うかどうかの判断は熟考する必要があります。また、未払でも今期に計上することはできますが、税務調査が入る事も予測して、証拠を残すようにしましょう。

クラージュ総合会計事務所 岡 樹